

Q1 熱中症対策を現場環境改善費で実施する場合、「熱中症対策に係る現場管理費補正」との使い分けは？	A1 使い分けは下記のとおりです。 【現場環境改善費での熱中症対策】 現場の施設や設備に対する熱中症対策費用(冷水機、冷蔵庫、製氷機、大型扇風機、ミストファン、日よけテントなど) 【熱中症対策に係る現場管理費補正】 従業員個人に対する熱中症対策費用(塩飴、経口保水液等の飲料水、冷却用品、空調服、熱中症対策キットなど)
Q2 トンネル内作業やダム内作業は屋外工事といえるのか	A2 トンネル・ダム工事にかかる新設及び補修工事等は、屋外工事と判断します。
Q3 当初は率計上していたが、受注者より、現場環境改善に取り組まない旨申し出があった場合は、どのような対応とするのか。	A3 現場環境改善費の率計上を減じ、設計変更を行ってください。減点等の罰則はありません。
Q4 当初は、現場環境改善費の対象外工事として発注したが、受注者より実施希望があった場合、変更してよいか。	A4 実施の妥当性を確認したうえで、設計変更により対応してください。なお、対象外には屋内工事も含みます。
Q5 要領「IV 適用の範囲」における”実施が困難なもの”、”効果が期待できないもの”の具体例は？	A5 現場事務所を設置しない工事や、屋外での作業期間が短期間の工事などと考えます。
Q6 現場環境改善費の実施内容の対象は、別表第1に記載されたもののみか。	A6 別表第1に記載のない内容であっても、受発注者間の協議において、妥当と判断されれば対象とできます。 国や他県の事例を参照されても構いません。 「現場環境改善費 事例」で検索をかけてみてください。
Q7 農村整備課・農地整備課所管事業や災害復旧事業など、本要領の対象から外れている事業については、計上できないのか。	A7 農村整備課・農地整備課所管事業、災害復旧事業については、【農業農村整備事業版】、【災害復旧事業版】が別途策定されていますのでそちらに従ってください。 水産課所管事業や港湾空港課所管事業については、各積算基準に従ってください。

Q8 対象工事は「農林水産部及び土木部が所管する建設工事」とあるが、森林整備工事は対象になるのか。	A8 対象工事には、森林整備工事も含まれています。
Q9 労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から、事業者は職場での熱中症対策を義務付けられた。<u>小規模工事</u>においては、率計上では必要な対策を行うには不足し、受注者が対策を怠ったとして罰則が適用される可能性がある。必要な経費を計上できないか。	A9 小規模工事における熱中症対策については、Ⅴ 積算方法の「2. 実施項目が5つ未満の場合(1)」の「可能な範囲で実施」が困難な場合、「1. 基本的な考え方(4)」にある、「特別な内容を行う場合で、費用が巨額となり現場環境改善等に要する費用を率分で計上することが適当でないと判断されるもの」に準じ、受発注者間で協議し、発注者が必要と認めたとえ、見積もり等により積上げ計上してください。 なお、必要な対策については、施工場所・施工時期・工事内容等の条件により異なってくることから、工事毎に判断してください。
Q10 “小規模工事”の定義はあるか。	A10 具体的な定義は設けていませんが、現場環境改善費率では、5つ実施するには必要な費用が不足する工事を想定しています。 なお、Q9で取り扱っている小規模工事は、熱中症対策のみ実施する場合であっても、必要な対策を講じるには費用が不足する工事を想定しています。現場の状況や条件によって異なりますので、工事ごとに判断してください。